

**日程第5 議案第22号 平成21年度橋本市
一般会計補正予算（第8号）について から、
日程第16 議案第33号 工事請負契約
の締結について までの12件**

○議長（中西峰雄君）日程第5 議案第22号
平成21年度橋本市一般会計補正予算（第8号）
について から、日程第16 議案第33号 工
事請負契約の締結について までの12件を一
括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。

それでは、本日、追加提案をいたしました
議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第22号から議案第32号までは、平成21
年度橋本市一般会計補正予算（第8号）をは
じめ、各特別会計・企業会計とも人件費を補
正するものであり、議案第33号は、工事請負
契約の締結についての議会議決をお願いする
ものでございます。

議案第22号から議案第32号までの各会計補
正予算は、今議会の開会日に、「橋本市特別職
給与条例等の一部を改正する条例について」
を可決していただきましたので、これらの人
件費と退職勧奨により増加した職員の退職手
当などを補正するものでございます。

また、同時に議員提案を賜り可決していただ
きました「橋本市報酬及び費用弁償等支給
条例の一部を改正する条例」により、減額と
なった議員報酬についても減額補正をさせて
いただきましたので、よろしくご審議を賜り
ますようお願いいたします。

議案第33号は、工事請負契約の締結につい

てであります。これは、橋本クリーンセンタ
ー解体撤去工事の施工のため、制限付一般競
争入札を執行いたしましたところ、三井住友
建設株式会社大阪支店が落札しましたので、
請負契約を締結するにあたり、議会の議決を
求めるものであります。

以上、議案12件についてご説明を申し上げ
ました。議員各位には、よろしくご審議の上、
ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）市長の説明が終わりま
した。

これより、議案第22号から議案第32号まで
の11件について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）補正予算の歳入のほう
の5ページになると思うんですが、退職手当
債、先ほど市長の趣旨説明で、退職者が増え
たので手当債を発行したと思うんですが、聞
きたいのは、現時点でこれが通過したとして、
退職手当債の今発行してある総額は、これを
含めていくらになるのか。その返済計画は
概ねどうなっているのか教えてください。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）岩田議員のご質問
にお答えいたします。

退職手当債につきましては、本年度当初予
算の段階で1億340万円を予算計上いたして
おります。今回、12月の補正額1億5,940万円
を合計いたしますと2億6,280万円となりま
す。返済計画につきましては、これは通常の
起債と同じように、期間につきましては基本
的には15年償還、3年据え置き15年償還を
予定いたしております。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）だいたい15年返済していくとしたら、もうちょっと詳しく、今2億6,280万円、これは今年度だけやと思うんですが、それを返していくとするのであれば、だいたい1年にどのぐらい返していかなんようになるのかを教えてください。

○議長（中西峰雄君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）ちょっと今、利息計算まではしてませんのですけども、元金ベースでは、単純に15年でいきますと1,750万円程度になろうかと思えます。その中に利息が計算されてくるわけですけども、利息的には、今、金利はだいたい、直近の買った金利では1.87ぐらいだったと思いますので、それを掛け合わせということになるのですけども、単純にちょっと計算できませんので、だいたい2,000万円までは、1,900万円前後になろうかとは思っています。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第22号から議案第32号までの11件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案第22号から議案第32号までの11件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、

討論を終結いたします。

これより、議案第22号 平成21年度橋本市一般会計補正予算(第8号)について から、議案第32号 平成21年度橋本市病院事業会計補正予算(第5号)について までの11件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第32号までの11件については原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 平林君。

○10番（平林崇行君）クリーンセンターの解体撤去工事入札なんですけども、確かに今、先ほどでは制限付ということでありましたんですけども、金額的にも1億8,000万円の金額やということなんですけども、私がいつも言っているように、解体工事なので、何か特殊なものが出てくるような解体工事なのか。

また、このメンバーの中で入札参加業者、安藤、竹中、三井住友と、以上3社が入札に参加したんやけど、私が言うておるように、こういうふうなゼネコン関係というのは、下請け業者ですべて現場を賄っているというのが現状です。ですから、これに関しまして、別に地元業者の中でもいろんな形の中で、金額的にも1億8,000万円足らずの工事であったら、別にほかのところと協力しながら、今このところ、年末において冷えてるんやから、まあ解体工事です。さほど難しい技術が必要とするとは私は思ってません。要は手の数とかそういうものを、まだどこから、この落としたところみたいに、ゼネコンみたいに引っ張ってきたらそれだけで済むだけの

工事ですんでね。なぜ、この3社だけになった理由。また、市内業者にはそういうふうなことができないという能力をもって、この3社だけにしたのかどうか。その辺のところ、ちょっと答弁お願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず1点目なんですけれども、特殊な事情があるのかということでございますが、ご存じの橋本クリーンセンターにつきましては、ごみ焼却場ということで、ダイオキシン対策が最重要課題となっております。そういうことで、取り壊す段階で周辺に暴露さすということではできませんので、この部分につきましては、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱、厚生労働省労働基準局の要綱を最重要課題としたために、今回、制限付一般競争入札をさせていただいたということでございます。

それから、なぜ3社かということなんですけれども、制限付競争入札で公告を行った結果、該当する業者が、応札者が結果的に3社であったということでございます。

それから、市内の下請け業者を市内の事業者でというご質問かと思えますけれども、これにつきましては、市のほうから直接市内の業者、この業者をあの業者をとすることは指示はできませんので、これは事業者、三井住友建設株式会社大阪支店のほうの、自主的な判断にゆだねることになります。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）ダイオキシン問題ということで、言ってることは理解もできるんですけども、ダイオキシン対策って、別に灰の中に含まれているダイオキシンをきっちり撤去するという、俗に言う簡単な作業なんですよ。私もダイオキシン対策でいろいろ、うち

の業種にも関係してくるんですから、仕事の中で建築ということがありますので、さほど難しい対応ではなくて済むんですよ。多分、橋本市内の業者もそういうふうなことは受けてると思いますよ。いろんな形の中でダイオキシンと出るのはね。

だから、今、部長に質問したのは、そういう講習も受けて、それに該当するような形の中で、市内業者に対してのこういうふうな、別にどこを示せなんて私は言うてないんですよ。市内業者の中でできるのであれば、市内業者の中である程度絞った入札も考えられるんじゃないですかということをおっしゃるんですよ。僕はそこをおっしゃるんですよ。だから、どこがどうあってどうと言うておると違うんですよ。だから、全体市内業者の中でこういうふうな基準、講習を受けて、こういうふうなことのちゃんとできるという業者を把握して、でしょう。その中で入札の時に全部、それ、書類出しますやんか。私らも知ってますけど、どれだけの資格を持って、どないしてこないしてというのはね。全部出すはずですよ。それをもって、きちっと市内業者の中で対応できるものなのか、いや、市内業者では対応できないものなのかという判断を、どのような形でしたかということをお聞きしたいんですよ。

というのは、このままでは本当に、これ、またほかのところもありますわね。やっぱりなぜ外に仕事を出すかという。私はもしあれやったらJV組んでもええと思うんですよ。いつも言うてるように。これは市内業者とそういう資格があるところで、大きなところと組んでやらしてもええやろうし。そういうふうな前向きな対策というものを、今まで私、こういう入札あるごとにずっと言ってきましたわね。市内業者を無視したような指名をやっているから、その辺のところをどういうふ

うに考えてるんか。

また、そういうような形の中で、市内業者で、これだけの仕事をできるところが何ほあるか把握してるのか、把握してないのか。というのは、入札指名のときにちゃんと書類全部提出さしますやんか。どういう仕事するんですかと。それ、全部データを持ってでしょう。だから、そういうものを含めて、きっちと検討した中での入札が行われたらどうかと。市内業者をどういうふうな形でするかというのを行われたらどうかと。その辺のところ、説明をお願いします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この制限付一般競争入札を実施するに伴いまして、事前に入札公告を行っております。その中で、橋本市として、入札に参加する者に必要な資格という大前提条件を設定してございます。細かくは九つあるわけでございますが、まず大きな項目としましては、入札日現在で最新の経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の建築一式工事の総合評点値が1,000点以上のものであることということで、うたわさせていただきます。

また、大きな2点目といたしましては、橋本のクリーンセンターが日90tの焼却施設規模を持ってございますので、先ほどもご答弁させていただきましたが、ダイオキシンの暴露防止ということで平成13年4月25日以降、元請けとして国または地方公共団体等が発注した一般廃棄物焼却施設解体工事、焼却施設規模日90t以上の施工実績を有すること、ということで、条件として設定させていただいております。なおかつ発注金額が1億5,000万円を超えておりますので、今回制限付ということで、結果的には市内業者は入札条件に該当しないということで、今回3社に決まったということでございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）この入札なんですけども、ちなみに高野口も含めまして、落札率が60%を切っておるとのことだと思えます。これがどこに原因があるのか。試算が大変甘いのか、ほんまに適正な工事をされて、これぐらいの落札率になるんかどうか、ちょっと大変心配な点もあるんです。それを調査されておって、議案の提出が遅れておるんだと思えますけども、その辺の問題解決をされておるんか。

それと、試算の問題なんですけども、ここでこれぐらいの金額で60%を切ってきますと、全体的に落札率を見たときに、かなり大きく下がってくると思うんですね。そしたら、形としてはいいんですけどね。落札率が下がって、市が努力をしておるということで、大変安く工事やってもらってますよということいいんですが、実質的には、それがほんまに正しいかどうかというのは大変疑問な点があるんです。これ、59%台というのがほんまにいいんかとかいうか、その試算をきちっとしておれば、これぐらいの率になるというのは本来考えにくいと思うんです。その辺、少し答弁いただけますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）この橋本クリーンセンターにつきましては、ご質問のとおり落札率が約59.7%になってございます。これにつきましては、まず入札を行いまして、11月27日、第1回の調査者会議を行っております。調査担当としましては、市の管財課長、検査員、環境美化センター所長、都市計画課長ほか技術担当職員が11月27日に第1回目を行っております。第2回目といたしまして、再度、12月4日に第2回調査者会議を開催させ

ていただいております。それから、12月9日に、この三井住友建設株式会社大阪支店の担当者呼びまして、この入札内容につきましてヒヤリングも行ってございます。そういうことで、入札の中身、橋本市の設計内容の中身とは慎重に審査をさせていただいております。

それと、事業者とのヒヤリングの中で確認もしておりますが、業者からも誓約書もっております。また、参考資料も付けさせていただきますけれども、この業者につきましては、京都市におきましても、京都市西部クリーンセンター整備工事、ただし焼却炉等解体工事の中では日300tの焼却施設の解体工事の実績も持っております。そういうことで、入札金額の内容なり、実績については調査なりヒヤリングをさせていただいており、また、業者からも誓約書も徴取させていただいて、今回議案として提案させていただいたということでございます。

○議長（中西峰雄君）12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）この業者の実績とか、そういうのを聞いてるん違うんですよ。それは信頼される業者だと思います。それなのね。三井住友建設ということなので。それじゃなしに、予定価格と入札金額との差があまりにも大きいということが、高野口もそうでしょう。二つとも60%を切っているような入札というのは、市としての試算があまりにも甘いんじゃないかなと。そうでしょう。そやから、喜んでおる場合と違うんですよ。こんなんね、実際60%切っておるから努力して安う上がったでというような問題ではないんですよ。そうでしょう。予定価格というのか、試算をきちっとしておけば、80%であろうが90%であろうが、それは金額は妥当なんですよ。妥当というか、工事も妥当にされると思うんですけども、あまりにも試算が悪いと

いうか、そのことによって全体的な落札率も下がってくるので、ここで、この1億七、八千万円という、ほんで高野口を入れますと3億円以上の工事になってくると、そういう大きな工事で率が極端に下がってくると、市の全体的な入札率自体も下がってくると思うので、上辺はいいですよ。下がってきていいですけども、ほんまに当局がやった試算と差があり過ぎるのは、どこかに問題がないのかということを知ってるので、きちっと設計調査会もやってきちっとしたんやったら、まあ言うたら、中身はちょっと違うんやと。当初のやり方と違うようになってるんかね。そうでしょう。市が試算したとおりでやっておれば、こういう極端な60%を切るような入札になること自体が、基本的に考えにくいと僕は思うんです。きちっとした試算をしておけば、60%になること自体というのはあまり考えにくいと思うんですけども、その辺、業者と、契約者と調査をしたとき、ヒヤリングをしてちゃんとしたときに問題点はなかったのかということなので、実績なんか聞いてないですよ。こんなんは実績あるのわかつとるんやから。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今回の高野口のクリーンセンター、それから橋本のクリーンセンターの設計でございますけれども、従来の設計、実施設計の中は積み上げ方式でございますけれども、これは仕様書発注、性能発注となっております。ということで、設計そのものが標準設計をもとに積算してございます。そういうことで、性能発注になったらどうなるかといいましたら、業者の見積りの自由度が大きくなるということで、計画の部分まで、ある程度自由度が認められているという状況でございます。

ということで、他市の状況も見ましたら、こういうような解体、特に特殊な解体につき

ましては性能発注しているところが多いということで、そういう形で発注させていただきました。ということで、自由度が多い中で積算にかなり差が出てくるということでございます。

ということで、決して実施設計が甘いということじゃなしに、設計につきましては標準設計で組んでございます。それと発注との差がこういうふうに出てきやすいのが性能発注、設計施工に近いような形ですね。設計施工発注に近付いていくような形になります。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）今、企画部長からご答弁あったんですけども、ちょっと私も不勉強なんですけども、性能設計と標準設計、ここで価格に大きく違いが出てくるものなんでしょうか。それで、まず詳細設計したときには、これは標準設計でしておったと思うんですが、性能設計をとれば安く上がるのであれば、そしたらこれ、詳細設計は必要やったんですかという、なんかそんな話になってくるんじゃないかなと思うんですが、私、あまり専門外のことなので、かなり勘違いの部分もあるかとは思いますが、その辺もご指摘いただいで、ご説明ください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）私、新しい答弁させていただきましたので、ちょっと混乱するかと思いますけども、実施設計はやってございます。ということで、標準の実施設計という形になってございます。例えば、具体的に言いましたら、数量の拾い出しなんかも標準的なもので、数量の差があっても変更の対象にならないとかいうことで、見積もりと設計が大きく自由度が生じてくるということでございます。

ほかにも特殊なものでしたら、設計施工と

というような形で発注する場合もございませぬけども、こんなんは毎年出るものじゃございませぬ。ただ、このダイオキシンの関係する解体工事ということで、仕様書発注に近い、設計書も予定価格もあるんですけども、それはあくまでも標準的なものを設計ということになってございます。

そういうことで、今回の場合、それよりもノウハウがあったり、いろいろあるところが安う上がるということになりまして、こういう設計と実際の入札に差異が出やすいというのが仕様書発注、性能発注の性格でございます。そういうことでご理解願いたいということで、お願いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）済いません、ちょっと非常にわかりづらかった、理解というか、わかりづらいですけども、詳細設計をしますよね。通常でしたら、そこで使う部材がどうかで単価表というのがあって、それから拾い上げていって積み上げていくというのが通常の標準設計というんでしょうか。それに対して、今回ののはどうなんですか。このダイオキシンというのがあって、どの程度除去できるのか、完全除去できるものなのかわかりませぬけれども、とりあえず基準値以下にするためには、こうこうこんなことをせないきませぬとか、そういうことなんですか。要するに、前にやったやどりの温泉のように、何度でどれぐらいの量が出たら何ぼ、いくらとか、そういう成功報酬的なものが入ってるということなんですか。

これ、もう一回しか聞けないので、ちょっと非常に質問もしづらいですけれども、もう一度、今回出した積算といいますか予定価格、これの算出方法と、実際に落札された業者、また応札された業者もどれぐらいやったんでしょうか。これ、59%ですか。あとの2

社はかなり近い、やっぱり60%台ぐらいで応札されていたのか、それか、この三井住友が割と安くで入札されていたんでしょうか。ちょっとその正当性等も含めて、また、低価格の調査もされた際に、逆に市にとって、あなるほど、こんなやり方あったんだというような、気づかされるような点もあったのかどうか含めてお願いします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）説明が不十分なのかわかりませんが、こういう発注するのは基本的に特殊な工事だけです。例えば、下水の工事で言いましたら、シールド工事なんかも、少々の変更についてはしないということで実施設計は組みます。ただ、その条件として、数量的なものとか伏せているところが多いということになります。

ということで、標準設計はきっちり組みます。その中で、業者の得意な分野ということで、その部分はかなり下がってくる部分があるわけです。そういうことで、焼却場の建設なんかでもそうですけども、そういう特殊なものについては、そういう形の仕様書発注とか性能発注というのが多いです。それよりも全部業者に任せてしまいましたら、設計施工というような形で発注する場合もありません。そういうことでコンペ形式になってくる場合もありません。

ということで、今回の場合、本来のきちっと何もかも指示していくような形の発注じゃなしに、仕様書の中で必要なところをくりまして、それと設計はしますけれども標準設計ということで、ここのところは対象にしないよ、対象にするよということを明確にした中で発注していくというものでございます。ということで、こういう発注の仕方というのは、常々あるものではございません。特殊なものについて発注していくというような性格

のものでございます。

それと、今回3社応札したわけですが、すけども、3社のうち2社は低入札の調査対象の額が入っています。それと、あと1社も低入札の調査価格が公表してありますので、それと同じ価格で、基準価格で入っているということで、3社とも従来の入札額よりも低いということでございます。

○議長（中西峰雄君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）1点お聞きしたいんですけども、毎回この低入札のときに、調査とヒヤリングとかいうことをできるかどうかという話ですよね。で、行っておられるんですけども、前から聞いたかったんですけども、下請けとかいろいろな材料、納品業者に対して、元請けは役所にその調査が入ったときに、見積もりとかをとって役所のほうに提出しますよね。僕、毎回思うんですけども、その見積もりをとってヒヤリング等も行って、役所がじゃあできると判断、この業者にお任せしようよ、その値段でできると判断したときに、いつもその見積もりを出したところと違うところが納品したりするんですよ。意味わかりますか。

例えば、Aという業者がその元請けにこの見積書を出している。でも、実際納品するときは、見積書を出したAという業者じゃなくてBという業者が納品していると。僕、それ一度、役所のほうで確認したんですけども、役所のほうは、いや、さらにそれよりも安いところがきつとあったんでしょう。Aという見積書を出したところよりも、きつとその元請けがBという安いところを探してこられたので、何の問題もありませんよというお話をされてましたけども、それは、その調査の時点でその見積書を出して、下請けが元請けに出したやつを役所が見てるわけでしょう。それは、その納入業者が変わっていたら、まず

そのヒヤリングの意味もないし、調査の意味も全くなくなるし。

もう一つは、それはもしかしてダンピングの危険性をはらんでいるん違いますかね。僕、いつもそれは、常々こういう低入札が起こったときに非常に疑問に思うんですけども、最初に調査した時点で、役所が判断した材料と違う業者が納品していることに対して、なぜ、いつもそれについては、あとは業者サイドの話なので、それは行政はわかりませんという話になるんですけども、じゃあ、その調査していることに意味があるんですかね。最初に調査している意味というのは、何のためにしているんですか。これは最低限できるからという確認のためにしているだけなんですかね。それとも、それ以降は、あとは業者が勝手に安いところを探してきたらええわという話になってしまうんですかね。その辺の、今やっているヒヤリングの意味というのを教えていただけますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほど、企画部長のほうからもご答弁させていただいたかと思いますが、本件に関しましては、性能発注ということで動いておりまして、調査基準価格を下回った場合に低入札ということで調査を行います。これにつきましては、基本的な考え方といたしましては、設計書どおりに施工されないおそれがないかどうかということの調査をさせていただいておるという基本考えを持ってございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）答弁がかみ合わないの、もう一度、答弁もれで指摘させてもらっていいですかね。

○議長（中西峰雄君）結構です。

○1番（岡 弘悟君）今回の場合は、設計書

どおりにできるかどうかという判断かもしれませんが、でも、例えばこの業者は、その業者である者すべてで自分のところで全部賄えるんですか。材料とかを一切ほかで買わないんですよね。そういう意味で今おっしゃってるんですか。それやったらその話はわかるんですよ。僕が言いたいのはそうじゃなくて、低入札の場合というのは、調査が入ったときに、その業者がだいたい見積もりを組んだ部分に対して、ある程度納品業者っていますよね。材料とか道具もそうですけども、レンタルもそうですよね。それに対して見積もりが入りますよね。でも、例えば、例えばですよ、その機材のレンタル業者が、Aという業者が見積書を出しているのに、実際工事が始まったらBという業者の、まあ言うたらレンタルが入っておるわけですよ。業者が変わっておるわけですよ。そういった場合は、役所は調査の段階でAという業者の見積書を見ておるわけですよ。でも、実際現場になったら、現場が始まったら、その見積もりとは全く違うBという会社が入っている場合に、おかしく感じませんかという話を僕はしておるんです。じゃあ、そのAという業者の見積書を出して、見て、行政はオーケーを出しておるわけでしょう。それやったらお任せできますよと。でも、入ったときにはBという会社が入っておったと。そしたら、その時点で行政はおかしいと思わなあかんじゃないですか。

でも、僕はそれを、前に低入札が入ったときにいろんな、今回とは違いますよ、聞いたときには、いや、業者が安いところを見つけきったんで、それは業者の自社努力やという話で話が終わってしまうんですよ。でも、それは僕はダンピングのおそれがあるんじゃないんですかという話をしているんです。つまり、最初に持ってきた見積書を、行政に

出した見積書を、Bというところに持って行って、Aという会社はこの値段でやってくれと言うとるぞと言ったら、Bというところが下げたという話になるの違いますか。それも危険をはらんでいるし、それにAという業者に対して行政はオーケーを出しているわけでしょう。この見積書を見て、いろんな業者があるけども、その業者の見積書で行政はすべてを含んでオーケーを出しておるのに、工事が始まったらほかの下請けというか、レンタル業者が入っておったら、行政はおかしいと思わなあかんの違いますか。

そしたら、おかしいと思えへんのやったら、今やっている調査というのは意味がないじゃないですかという話をしておるんですよ。違いますか。それやったら、そんな見積書を出させる必要もないし、総額だけ見たら、もうそれでできてしまいますやん。検討する必要とか、今検討しているのが、もう既に始まったときには形が変わってるんやったら、今やってることは何のためにしてるんですかという話をしておるんです。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）低入札の調査の中の設計書との整合ですけども、下請け業者の見積もりまで提出していただいてももらってません。内訳の中、どうなっているかということで、それと下請けに不払いとか起こさないかという確約とかを含めて、総合的に判断した中でのことでございます。

ということで、今言われましたように、安い場合も高くなる場合もあると思いますけども、低入札の段階で下請けから材料から確定するということではございませんので、それと現場施工との整合性というのは確認はしてございません。そういうことで、その部分につきましては、決定的な部分がありましたらそれは必要かと思えますけども、材料の違い

とかいう部分につきましては、工種の違いとか出てきましたらそういうことはありますけども、低入札の調査と実際の実施との整合性というのはチェックしてございません。

○議長（中西峰雄君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）これ以上言ってもしゃあないと思うんですけども、実際、この低入札、これだけじゃなくて起こったときに、見積書を出せという話は、事実出させてますよね。僕も、自分のこと言うん違いますけど、自分も商売しておるんで、低入札があった業者から材料の見積書を出してという話は、実際、結構あるんですよ。行政のほうに出しますのど。別にうちは出すだけなので、別を買ってもらうとか買ってもらわんとか、そんな話は全然ないんですけども、ただ、ほかの業者からやっぱり聞くのは、毎回市内の業者で見積もりはとるんやけども、ほかのところから、言うたら大阪の安いところから結局引いてきはらしいんですわ。それは、僕、こんな場で言うのが正しいかどうかかわからないんですけど、やっぱり地元業者育成のために、地元業者も低入札という話で一生懸命合わそうとしてる中で、その見積書を持って大阪に行ったら、やっぱりさらに安いところが何ぼでもあるんですよ。だから、それは業者の競争原理なので、僕はそれは仕方のないことやとは思います。

ただ、一点気になるのは、行政としてやる場合に、やはり行政がダンピングの手助け的なものをしてはいけないと思います。なぜかという、見積もりに関しても、これは県が設計をしたものに対して、まあ言うたら試算したものに対して、橋本市もだいたい準じて試算しているわけじゃないですか。僕、いつも疑問に思うのは、それで業者が大阪から、あとは業者の競争原理が働いて自由やというんやったら、僕は人件費もすべて大阪、安い

ところの設計を和歌山県もじゃあ組めという話になってしまいますやん。それは矛盾してまますやん。そこは和歌山県の設計は守らなあかんという話をして、でも、あとは大阪、ほかの競争原理を働かしたらええんやというんやったら、和歌山県の設計自体が無意味になります。それやったら、もう和歌山県は設計しなくていいです。橋本市も設計しなくていいです。ほかの一番安いところの設計を引いてきたらええ。そんな話になってしまうので、その辺はもうちょっと考えていかないと、こういったことでダンピングが起こる危惧がありますので、その辺は要望でお願いしておきます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）確認でお尋ねしたいんですが、確認というか、先ほど12番議員が質問されていた中では、今回の契約金額の落札金額はわかるんですが、この落札率というものを、以前では工事によったら説明、先ほど市長も説明いただいたんですけども、たしか落札率がいくらやとかいうふうに明示というか、僕らにわかるように説明していただいていたんですけども、高野口のクリーンセンターもそうでしたけども、この落札率の提示というか、説明が今回はなかったように思うんですけども、これは提示したりしなかったりというのは、統一性はなぜ当局は持っていけないのかなど。僕は、何人か横でちょっと話しておったんですけども、落札率の説明というのは僕ら聞いてないので、どうなのかその辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）高野口のクリーンセンターもそうであったんですが、橋本のクリーンセンターの場合も入札公告を行っております。その中で、橋本のクリーンセンター

につきましては、細かくは平成21年11月4日に入札公告を行っております、その中には工事年度なり工事名、工事場所、工期、工事概要、それから今ご質問の予定価格（税込み・税抜き）、それから調査基準価格（税込み・税抜き）、そういった内容につきましては、事前に公告をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）落札率については、今回、議会としまして可決していただきましたら、これは当然、公表していく予定でございます。今回、まだ議案として審議中でございますので、今現在、ご審議いただいで可決していただいたら公表させていただく予定にしております。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君、答弁もれですか。

○21番（上久保 修君）はい。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君、答弁もれ、指摘してください。

○21番（上久保 修君）指摘させてもらいます。

以前、僕もずっとこれ、いろいろと工事とか、いろんな形で議会でも審議してきたんですけども、落札率の説明があったときもあったんです。今回みたいにどこの資料を見ても落札率を明示してないので、我々としてはいくらかで落札したのかということはこの場で審議せえということが、12番議員が前もって調べられたんかわかりませんが、ほかの議員はほとんど、これ、知っておるんですか。僕は知らなかったの、そこら辺をちょっと聞きたいんですよ。落札率の説明はしなくてもいいのか。以前は、この議会でも、落札率何ぼですというて説明であったんです。それが今回ないというのはどういうことなのかというふうにお尋ねしているので、それをちょ

っと聞かせてください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）私も長いこと入札担当させていただいておるんですが、議会への提案趣旨説明の中で、落札率を明記して説明したという記憶は、ちょっと今は浮かんできません。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ちょっと理解が間違っているかどうか確認の質問なんですけども、先ほど企画部長が、裁量性の多いところ、ノウハウの多いところがあって下がる場合があると。今の問題となっているのは、予定価格と落札が大きいということなんですけども、例えば、Aという作業をするときに、標準では5かかるとしたときに、その会社ではノウハウを持っていて2でいけるとか、自由度が大きいということはそういうことなんですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）そういうことでございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）そしたら、こういう議案が出てくるときに、工事請負の契約の落札の金額が出てますやんか。もし、今、総務部長が説明されましたように、そういうことであれば、私たちが議案の質問ありませんかというときに、落札率何ぼでしたかとそういうのをいちいち聞かないように、明示していただくことはできますか。

○議長（中西峰雄君）この説明書の中に明記してくださいということですね。明記できませんかということですね。

上久保君の質問は、この参考資料の中に、落札率を事前に記載できないかというただしでございまして、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（中山哲次君）やはり、今後こういった事例の議案が出てくるとは思います、その点、説明の中で落札率も含めまして詳細に説明をさせていただきたいということで、今後、担当課のほうへも指示もさせていただきますし、引き継いでまいりたいと思います。

○議長（中西峰雄君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）1点だけお伺いしたいんですけど、長年お世話になってきた地元住民の人たちに対して、撤去について、またダイオキシン等についての説明というのはしたんですか。それを1点お伺いします。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）この議会でご承認いただければ、その業者ともども市と地元説明をさせていただきます。高野口につきましては、既に説明をさせていただきました。この橋本クリーンセンターの解体についても、地元業者に業者が決まったら説明させていただきますと、それでいいですという話し合いでご理解いただいております。

○議長（中西峰雄君）19番 中本君。

○19番（中本正人君）一応それを聞いて安心したんですけども、特に地元住民にしましては、やはりダイオキシン問題というのを一番心配していますので、それを十分納得できるように説明してあげてほしいと思いますので、要望しておきます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

この際、11番 岩田君の質疑を保留して、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）一番思うことで、先ほどの説明で参加資格とか仕様書、これは特殊工事であるというのはよくわかるんですが、入札参加者の中にも市内業者がゼロであるという一応結果になっていると。それは、本人さんらが入札に参加できる資格がなかったのか、仕様書をクリアできなかったから来てないだけの話やとは思いますが、金額的に見ても2億円までの工事なので、60%ぐらいといったら3億円ぐらいかなとは思いますが、一つ言いたいのは、仕様書とか参加資格をクリアできる業者を、やっぱり橋本市にも育てていこうという観点からとらえたときに、これが30億円とか40億円の工事やったら、それは無理やと私らも思うんですが、この間からの話やったら3億円にしよう、6億円にしようという、その入札の金額を言うところからすると、まあ言うたら、育成の観点というのも私は大事やと思うんです。橋本市に育成をして、ええ業者ができたなら、その業者が、ほかのこれから起こってくるであろう他市の解体事業に、入札に参加できるぐらいの資格になっていったら、結果としてほかで仕事をして橋本市で雇用を生んだり、お金を落としたりしてくれるわけですから、長い目で見るとやっぱりそっちの観点も大事やと思うんですよ。

だから、育成の観点から橋本市はやっぱり努力してほしいなというのがある。ちょっと外れるかわかりませんがね。その努力、入札だけをとらえると、うちの入札は、まあ言うたら悪くないと思うんです。公平・公正・透明性というのかなりええもんなので、入札制度自体に文句は言いにくいわ。そやけど、少なくとも参加、まないたの上に乗れる業者を市内につくっていこうという方向性というのは、別の観点で必要やと思うんですよ。そ

れについて、どういうふう当局はお考えなのか。たまたまこれ、金額は安いものでしたさかいに特に思ったんですわ。そういう観点で、ちょっと育成はできないものなのかどうか答弁願いたいんですが。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、この本議案に関しましては、ダイオキシンということで最重要視させていただいて、入札条件を設定させていただいた結果だということなんですが、基本的に市内の業者の育成ということにつきましては、あらゆる分野で、大きくは九十数パーセント近い、100%に近いと言うたら語弊ありますが、ほとんど市内業者の入れる機会といいますか、受注機会の増大については以前からも取り組みをさせていただいております。そういうことで、先般来も国土交通省のほうからも、下の低い金額では非常に建設業者も厳しいという指導もある中でも対応もさせていただいておりますし、その基本姿勢については、あらゆる機会を通じまして地元業者育成ということで考えてございます。今後もその考えは変わってございません。

議員ご指摘のとおり、当然、県知事認可と大臣認可の建設業法の関係はございますけれども、どんどん市内、県外へ出て行って頑張ってもらえる機会をつくれるように、まずは橋本市内の建設公共工事の中で受注機会の増大を図っていききたいということで、今現在も取り組んでおりますので、ご理解のほど、お願い申し上げたいと思います。

○議長（中西峰雄君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）これ以上言うたら、これは議案からちょっと離れていく離れていくというふうにはぼやかれたらあかんで、もう言わしてもうたら、要は、私としては今後、これは建設業のほうも淘汰されていくと思う。これはいたし方ない、時代の流れかわかれへ

ん。そやけど、やっぱり自分とこで起こる工事、どえらい工事でない以外は、やっぱりきちんとした技術のある人が地元の工事をするということが、一番私は安心なんですよ。その人ら橋本に住んでますからね。逃げれませんから。その観点から言うと、いろいろ専門性であるとかそういう分にしてでも、入札制度の公平性、透明性とかそんなんはよくわかるんです。

それともう一方で、やっぱり今後、完全に競争原理だけやったら、これは大きいもん勝ちになるのはもうわかってる。その中で、地元のきちんとした技術のある業者、いい加減な業者はこんなもん残ってもらわんでも結構ですが、ええ業者に残ってもらうというシステムづくりとか、自分とこに育成できるような情報を、不当に情報を伝えるのはよくないけど、こんなん勉強しいよ、あんなん勉強しいよとかという部分はできるん違うかなというような気がするので、その辺の部分で、やっぱり育成も観点に入れていただいて、それと優秀な業者が残れる環境づくり、これもやっぱり観点に入れらな、まったくいなくなったという状態も考えれますんでね。その辺も踏まえて、育成という観点からも考えてほしいと。これは離れていくので、要望にしておきますので、よろしく願いしておきます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第33号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。